

経営革新計画承認のための要件

1 計画の実施期間

3年～5年の期間で、目標を達成する計画であること

2 目標とする計画数値

計画の最終年において以下の数値をともに満たし、かつ、経常利益が黒字であること

計画期間	付加価値額または一人当たりの付加価値額の伸び率	経常利益の伸び率
3年	9%以上	3%以上
4年	12%以上	4%以上
5年	15%以上	5%以上

- ・付加価値額 = 営業利益 + 人件費 + 減価償却費
- ・経常利益 = 営業利益 - 営業外費用

3 取組みの内容

以下の類型のような新たな取組みであること

- ① 新商品の開発又は生産
- ② 新役務の開発又は提供
- ③ 商品の新たな生産又は販売方式の導入
- ④ 役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動

承認のポイント

① 新規性（比較優位性）

自社にとって新しい取組みであると同時に同業他社の取組みと比較した場合にも新しい取組みであることがポイントです！

② 実現可能性・計画性

マーケット、販路、資金調達方法等を検討し、具体的に実現可能性のある計画策定を！

お問い合わせ先

大阪府商工労働部中小企業支援室経営支援課

〒559-8555

大阪市住之江区南港北 1-14-16 大阪府咲洲庁舎

(さきしまコスモタワー) 25階

TEL : 06-6210-9494 FAX : 06-6210-9504

e-mail : keikaku-h17@gbox.pref.osaka.lg.jp

URL : <http://www.pref.osaka.lg.jp/keieishien/keiei/>



■ OsakaMetro中央線(コスモスクエア駅)下車南東へ約600m

■ OsakaMetro南港ポートタウン線(トレードセンター前駅)下車、ATCビル直結

大阪府 経営革新 で検索

平成30年10月作成



新規事業をお考えの中小企業様

および 個人事業者様へ

『経営革新』 制度のご案内



大阪府商工労働部
中小企業支援室経営支援課

経営革新に取り組みませんか？

中小企業等経営強化法に基づく
経営革新計画承認制度のご案内

大阪府では、中小企業の経営革新への取り組みを支援するため、「中小企業等経営強化法」に基づき、中小企業が自ら策定する新事業計画（経営革新計画）を審査し、一定の革新性、経営の向上、実現可能性のある計画を承認しています。承認企業は、計画達成に向けて様々な支援策の利用申請ができるほか、ご希望があればサポート機関のご紹介をいたします。

申請手続きの流れ

- ① 新事業計画の策定
- ② 経営革新計画の申請書の記入
…様式は、大阪府経営革新のHP(お問い合わせ先参照)にアクセスし、ダウンロードしてください。
- ③ 大阪府経営支援課への申請書の送付
…メールもしくはFAXでお送りください。
(お問い合わせ先参照)
- ④ 大阪府経営支援課での面談
…事業計画内容や数値根拠などをお伺いします。
- ⑤ 承認審査会にて承認・不承認の決定

必要書類及びご注意

●申請書（2部）

大阪府経営革新HPへアクセスしダウンロードしてください。

<http://www.pref.osaka.lg.jp/keieishien/keiei/>

●添付書類（各1部）

株式会社・有限会社・組合等法人の場合

- ① 定款（写し）
- ② 直近2期分の税務申告済の確定申告書類一式（写し）
- ③ 前期決算日から直近までの合計残高試算表
- ④ 会社概要（パンフレット等）
- ⑤ 計画に関する補足資料等

個人事業者の場合

- ① 印鑑証明書
- ② 直近2期分の税務申告済の確定申告書類一式（写し）
（青色申告：損益計算書・貸借対照表
白色申告：収支内訳書）
- ③ 前期決算日から直近までの合計残高試算表
- ④ 会社概要（パンフレット等）
- ⑤ 計画に関する補足資料等

●ご注意

- ・申請には、1年以上の事業実績が必要です。
- ・承認は、本社所在地の都道府県知事が行います。
- ・必要書類・手続き等は都道府県によって異なります。

◎ 以下の場合は、公的な支援が行うことが適当でないため、承認されません。

- ・経営革新計画の事業内容が射幸心をそそるおそれがある場合
- ・公序良俗を害するおそれがある業種である場合
- ・計画や現在の事業が関係法令に違反又はそのおそれがある場合
- ・税金や社会保険料を滞納している場合

承認計画達成に向けた主な支援策

●日本政策金融公庫（日本公庫）による 低利融資制度（新事業活動促進資金）

日本公庫から通常よりも優遇された利率で貸付が受けられる制度があります。

- ・中小企業事業大阪相談センター（TEL：06-6314-7627）
融資限度額 7億2千万円
- ・国民生活事業大阪創業支援センター（TEL：06-6315-0306）
融資限度額 7千2百万円

日本公庫国民生活事業との業務連携

経営革新計画承認申請段階で、日本公庫国民生活事業への情報提供の同意をいただいた上で、申請の旨、連絡いたします。借入の事前相談が可能となり、事業計画のスタート段階から資金調達の円滑化が図れます。

●信用保証の特例

金融機関から借入れる経営革新事業資金に関し、信用保証協会による保証限度額の別枠を設けています。
保証限度額 2億円（うち無担保8千万円）

●特許関係料金減免制度

●販路開拓支援

●経営革新計画承認企業シンボルマーク

●戦略マーケティング思考ワークショップ （なにわマーケティング大学）等



経営革新計画の承認は、これらの支援を保證するものではありません。利用を希望する支援策の申請先（支援機関）の審査が必要となります。

大阪府独自の支援策

「経営革新計画承認企業シンボルマーク」 「経営革新計画達成企業シンボルマーク」

①大阪府が「経営革新計画」を承認した企業、また、
②大阪府が承認した経営革新計画を実行し、目標を達成した企業は、自社の取り組みなどをPRする際に下記のシンボルマークを活用していただけます。

①「経営革新計画承認企業シンボルマーク」



対象者＝計画期間中の経営革新計画承認企業
（計画期間が終了した企業は使用できません）

②「経営革新計画達成企業シンボルマーク」



計画期間	付加価値額または一人当たりの付加価値額の伸び率	経常利益の伸び率
3年	9%以上	3%以上かつ計画終了年度が黒字
4年	12%以上	4%以上かつ計画終了年度が黒字
5年	15%以上	5%以上かつ計画終了年度が黒字

※詳しくは、ホームページでご確認願います。

大阪府独自の支援策

「公益財団法人大阪産業振興機構が実施する設備貸与制度の金利軽減」

小規模企業者の方やこれから創業しようとする方が、必要な設備を導入しようとする場合、希望される設備をメーカー、ディーラーから公益財団法人大阪産業振興機構が購入し、長期かつ低利で割賦販売（ローン）又はリースする制度です。

なお、大阪府独自の支援策として、承認を受けた経営革新計画に基づき設備を導入する際に金利が軽減（△0.2%）されます。

【対象企業】一定要件を満たす従業員数50人以下の企業

【設備価格】100万円以上1億円以下（消費税含む）

【返済方法】割賦：3年～10年

（法定耐用年数以内・元本は1年据置）

リース：3年～10年

（法定耐用年数で設定）

【損料率・利率】

割賦：損料率（利率）年0.70～1.50%

リース料率：1.298～1.336%/月

（例：7年リースの場合）

注）金利軽減（△0.2%）は割賦の場合の割賦損料率、リースの場合は適用された割賦損料率に対応する料率を適用する。

申込みに当たっては、特例・条件・制約がありますので、詳細は、公益財団法人大阪産業振興機構にお問い合わせください。

<お問い合わせ先>

公益財団法人 大阪産業振興機構 設備支援課

TEL：06-6947-4345